

日本統計学会Springer委員会運用規則

一般社団法人日本統計学会

(総則)

第1条 本規則は、日本統計学会 Springer 委員会（略して JSS-Springer 委員会、以下「本委員会」という。）の運用に関して定める。
本委員会は、日本統計学会委員会規程第1条4に基づく臨時委員会である。

(目的)

第2条 本委員会は、日本統計学会が監修し、Springer Nature 社から刊行する JSS Research Series in Statistics の書籍についての出版計画の作成、出版の推薦、などを目的とする。

(委員会の任務)

第3条 本委員会は、日本統計学会の基盤を高め社会的貢献にも寄与するべく、JSS Research Series in Statistics 出版の体系化、各書籍の内容を企画する。

(委員の構成)

第4条 本委員会の委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 毎年1月1日から12月31日までとする。再任を妨げない。なお委員は会長の承認のもとに途中交代することができるが、その場合にはすみやかに理事会に報告するものとする。

付則

1. 本規則は、2015年7月1日より施行する。
2. 本改定版は、2019年3月9日より施行する。